

三喜苑

居宅介護支援事業所です



居宅介護支援事業所とは

介護支援専門員(ケアマネジャー)がいる事業所です。

「家族に介護が必要になった」「介護保険のサービスを使いたい」

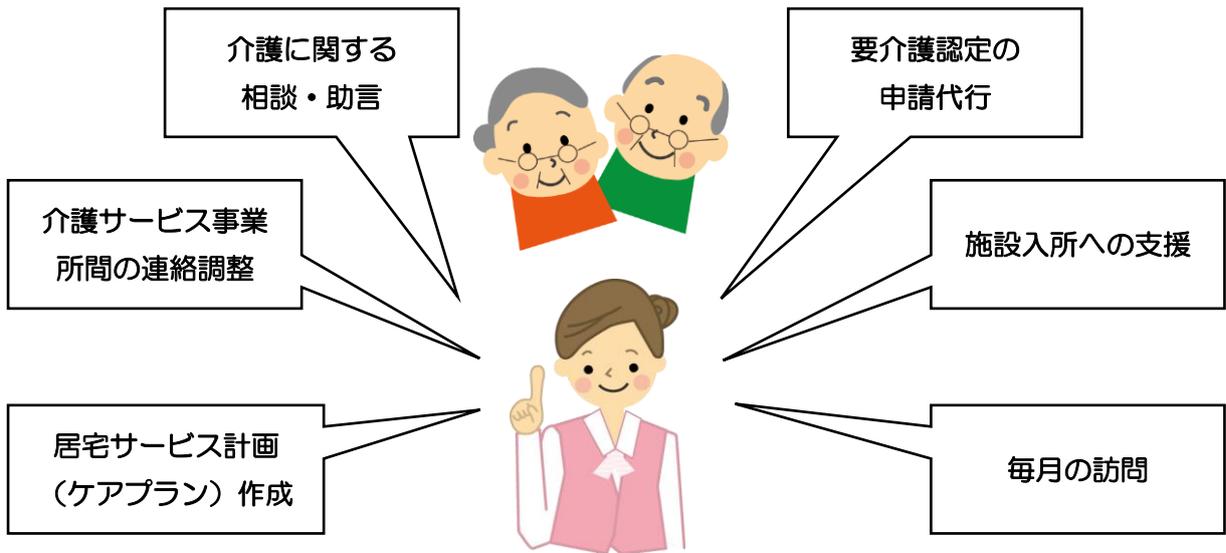
「どんな手続きをすればいいのだろうか？」等々、

介護支援専門員が、自宅での介護に関する相談に乗らせていただきます。



サービス内容

介護保険のサービスや地域にある保健医療・福祉サービスを組み合わせ
て、自立した生活を支援する専門家です。



ご利用の流れ

* お申し込み

まずはお電話(又は来所)にてご相談ください。

* ご契約

重要事項の説明後、契約・個人情報取り扱い同意の手続きをして頂きます。

* アセスメント(状態把握・課題分析)

ご本人やご家族と面接し、お身体の動きや健康・暮らしに関すること等お聞きし、
していること・できないこと・できること(可能性)・望む生活を把握・分析します。

* 居宅サービス計画書作成(ケアプラン)・ご利用調整

ご本人やご家族のご要望や心身の状態をよく考慮して、それぞれの方に適切な
ケアプランを作成します。その後、サービスや制度の調整をします。

* 状況の把握・確認(モニタリング)

毎月、ご自宅に訪問して、また事業所から、ご様子の把握、確認をします。

介護について、まずは相談を



デイサービスを利用したい、介護について不安のある方など、お気軽にご相談いただけます。もちろん、将来のために話を聞きたいという方も大歓迎です。

介護保険を利用するための申請から、どのようなサービス利用ができるのか具体的にお話しさせていただきます。ご自宅の手すりの取り付けも介護保険が利用できるかもしれません!!利用できる制度はどんどん活用していきましょう。

サービスを利用するには

介護保険のサービスを利用する為には、要介護認定を受けて、「日常生活に支援が必要ですよ。」と、認められることが必要です。

要介護認定を受けるには、お住いの市町村へ申請が必要です。申請は居宅介護支援事業所でも代行することができます。

申請をすると、調査員がご本人の身体、生活状況、ご家族の介護状況等についての聞き取り(訪問調査)を行います。その後、審査会が開かれて要介護認定の結果が出ます。(認定結果が出るまでに、30日程度かかります。)

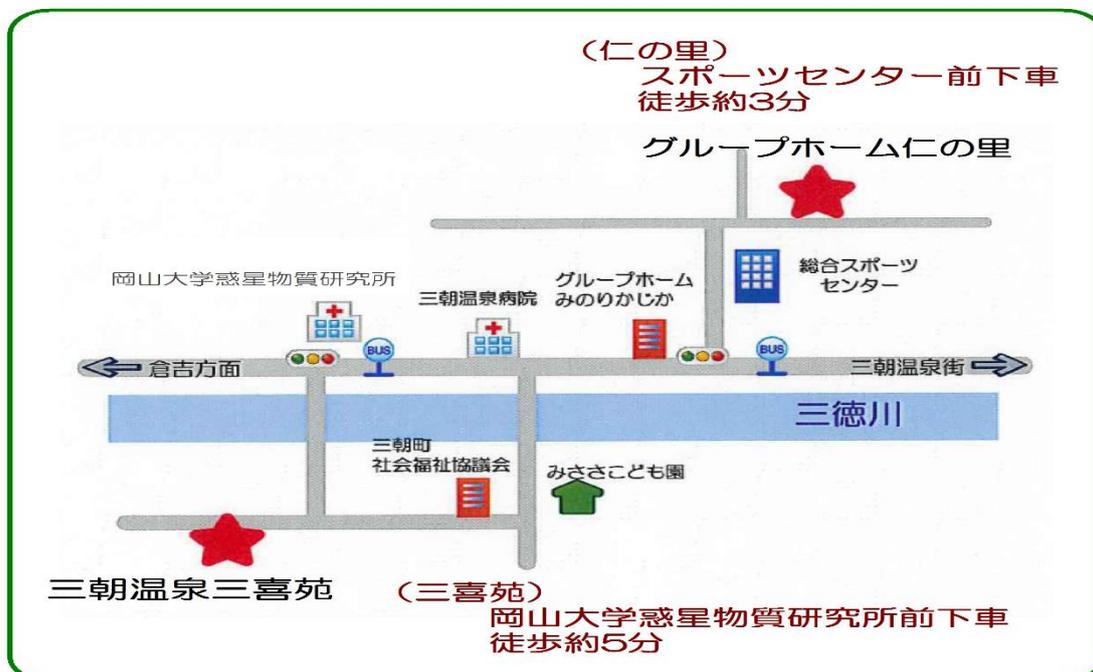
・要介護と認定された場合は、郵送により介護保険証がご自宅へ届きます。



要介護の認定が出たら

要介護と認定されたら、居宅介護支援事業所の介護支援専門員(ケアマネジャー)が担当することになります。担当の介護支援専門員が、本人とご家族と相談をしながら必要とされる介護保険のサービスが利用できるよう、調整をしていくことになります。

三喜苑居宅介護支援事業所 案内図



住所

〒682-0125

鳥取県東伯郡三朝町横手396番地

電話番号

(0858)43-3495 (直通)

(0858)43-3322 (代表)

☀️お電話、ご来訪等、お気軽にお待ちしております。

※居宅事務所職員は席を空けていることも多々ありますので、まずはお電話でご連絡いただければ幸いです。